## 主 文 原決定を取り消す。 本件移送の申立を却下する。 理 由

一、 抗告代理人は、第一次的に「原決定を取り消す。」との裁判、予備的に 「原決定を取り消す。本件を京都地方裁判所に移送する。」との裁判を求め、その 理由として主張するところは別紙(一)のとおりである。

二、 相手方指定代理人は「本件抗告を棄却する。抗告費用は抗告人等の負担とする。」との裁判を求め、その理由として主張するところは、別紙(二)および(三)のとおりである。

三、 右に対する当裁判所の判断は、次のとおりである。

本件は、抗告人等において、相手力農林大臣が昭和三〇年一〇月二六日付で定めて公告した国営愛知川土地改良事業計画に重大明白な瑕疵があるものとして、その無効の確認を求めたものであるが、これに対して、原裁判所は、かような行政処分の無効の確認を求める訴は、その性質上、単純に公法上の権利関係の確認を求める当事者訴訟と解すべきではなく、抗告訴訟に準ずべきものとして取り扱うことが至当であると角したうえ、行政事件訴訟特例法第四条の規定の準用により、本訴は、相手方である行政庁農林大臣の所在地の裁判所である東京地方裁判所の専属管轄に属するものであるとして、同裁判所に移送する旨の決定をしたものである。

そして、行政処分の無効の確認を求める訴が性質上当事者訴訟に属せず抗告訴訟に準ずるものとした原裁判所の右判断は、その限りにおいては、正当なもては、のもいわなければならない。けだし、この種行政処分無効確認訴訟についとは、かいというないとないとないと解するとと質いかんについまされが許されるものと解する場合に関いの存すするというないがであるければは、としての現血が存すすると、当該行政処分に関いての時にはいる事情があると、出ましてのであると、当該行政処分に関いての方によりをであると、当該行政処分には、出までの場合において、当該行政のの違法を主張といるが、このををいるのであるが、このをであるとしなければならないのであるが、このをであるとは、国民の権利保護といるではならなければならないのであるが、この種のよりによる権利関係に関いる当事者訴訟の性をは、、国民の権利保護といるが、自然のは、この種の対象をである。ときなく、行政処分の違法性を確定してこれによる権利のと解されるものではなく、行政処分の違法性を確定してこれによる権利侵害の危険をれるからである。

なお、行政処分の瑕疵が重大かつ明白である場合には、これにより権利を侵害された者は、右のような意味における無効確認訴訟を提起することができることとは別に、その無効なることを前提問題として、現在の法律関係の確認等を求める訴を提起することも許されないわけではないと解されるのであつて、そのような訴が当事者訴訟に属することは、明らかであるが、本訴は、請求の趣旨からしても、また被告が国でなく行政庁たる農林大臣として提起されている点からも、かような趣旨の訴と解することはできない。

のであるばかりでなく、行政庁を当事者とする訴訟の追行について法律上当該行政庁と協力すべき地位にある法務大臣の所部の職員は、全国各地に配置されている点をもあわせ考察すると当事者たる行政庁じたいのがわに立つて考えても、その処分の効力を争う訴の管轄を、当該行政庁の所在地の裁判所の専属管轄とすることは、譲歩しがたいような性質を有するものということはできず、事案によつては、他の裁判所の管轄をも認めることが、証拠蒐集等の関係上、かえつて訴訟経済ともなり、当事者の利益にも応ずることとなる場合がないとはいえないのである。かような観点からするときは、抗告訴訟につき専属管轄を定めた行政事件訴訟特

かような観点からするときは、抗告訴訟につき専属管轄を定めた行政事件訴訟特例法第四条の規定じたいの当否が問題であつて、立法論としては、これを任意管轄とすることが考慮にあたいするが(行政事件訴訟特例法改正要綱試案第十二お経済をするの要点説明の四参照)、解釈上も、その適用範囲をできる限り制限して解く等はあるのを相当とする。しかして、行政処分無効確認訴訟が認められる場合は、一般の抗告訴訟より一そう強い意味において、侵害をうけた権利者のまえに譲歩さればならないし、また、かような場合に、右処分の無効を前提として現在の法律関係の確認等を求める訴としての当事者訴訟も、提起することができないわけばないと解せられるところ、かような訴は、もとより、それぞれの法律関係に応対はないと解せられるところ、かような訴は、もとより、それぞれの法律関係に応対ないと解せられるところ、かような訴は、もとより、それぞれの法律関係に応対により、できないわればなく、行政事件訴訟特例法第四条の確認訴訟の管轄を専属管轄と解すべきいわればなく、行政事件訴訟特例法第四条の規定は、管轄の専属性の点を排除したうえ、行政処分無効確認訴訟に準用すべきである。

ででで、本訴について、被告である行政庁農林大臣の所在地の東京地方裁判所の管轄は、任意管轄というべきである。ところで本訴は、訴状によると、国営愛知川土地改良事業計画の効力を争うものであり、該計画は、滋賀県神崎郡 a 町を貫流する愛知川の用水工事に関するものであるから、不動産に関する訴であつて、民事訴訟法第一七条の規定により、本件不動産所在地の裁判所たる原審大津地方裁判所にも管轄権があるものというべきである。

以上のとおりであるから、本件訴訟が東京地方裁判所の専属管轄であるとして原審の管轄を認めず、これを東京地方裁判所に移送した原決定は、不当であつて、取消を免れず、本件移送の申立は、却下すべきである(なお、抗告人は、移送の申立が原審口頭弁論において陳述されていない旨主張するが、移送の申立は、書面でもすることができ、これに対する裁判は、口頭弁論を経なければすることができないものではないから、この点に関する抗告人の主張は、理由がない。)。

そこで民事訴訟法第四一四条、三八六条を適用して、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 沢栄三 裁判官 木下忠良 裁判官 寺田治郎)